

## 参考資料

第1回障害者差別解消支援地域協議会  
令和4年8月5日（火）

2022年7月12日

ちばグリーンバス株式会社

### 「佐倉市WEラブ赤ちゃんプロジェクト」に賛同し、啓発研修を実施しました

当社は、「佐倉市WEラブ赤ちゃんプロジェクトに賛同し、地域全体であたたかく赤ちゃんと子育てする人を見守る社会を醸成するため、地域公共交通事業者としての役割を官民一体となり実施しております。

この度、「佐倉市×WEラブ赤ちゃんプロジェクト啓発研修」と題し、佐倉市職員様による外部講師を招き、研修を実施致しました。

### 記

【実施日】 2022年6月29日（水）

【場 所】 佐倉市江原台（健康管理センター内）

【外部講師】 佐倉市役所 健康推進部 母子保健課 母子保健班 職員様  
佐倉市役所 福祉部障害福祉課 施策推進班 職員様  
※オブザーバー 佐倉市役所 都市部 都市計画課 職員様

【研修者】 ちばグリーンバス 運転士 他従業員

【研修内容】 主な研修内容

- ・「佐倉市WEラブ赤ちゃんプロジェクト」の目的について
- ・妊婦中の身体の変化について（講話）
- ・ベビーカーでバスを利用する保護者の気持ちについて
- ・妊婦ジャケット（重りを付けて）、ベビーカー乗車体験
- ・障がいの種類について
- ・障がいのある方への接し方について
- ・障害者差別解消法について
- ・アイマスクを付けての視覚障がいの体験及び車椅子での乗車体験

以上

「佐倉市WEラブ赤ちゃんプロジェクト」とは …



詳しくは、上記画像をクリックしてご覧ください。

[「佐倉市WEラブ赤ちゃんプロジェクト」／佐倉市公式ホームページはこちら](#)

## 研修風景

講義の様子



久しぶりに重みを感じました



妊婦さんは大変です



妊婦さんの大変さが身に沁みます



見えない体験をしました



しっかりサポートしなければ...



声をかけながら乗車



固定ベルトをつけて





怪我をさせないように丁寧に…



貴重な体験が出来た事に感謝です



## 障害者福祉

### ◆障害に対する理解促進について

➤ **佐倉市が目指す方向性** 障害者及び障害に対する正しい理解促進を図るための事業を推進します。また、日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活を送れるよう、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な支援を行います。

➤ **主な取組**

- ・市民が障害及び障害者について正しい理解を得られるように、様々な啓発活動や広報活動を推進します。
- ・関係機関との連携を図りながら、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実や、障害者施設の整備に対する支援などを行い、障害者の地域での生活を支援します。

問 18 日常生活や社会生活を送る上で、障害のある人に対して、その障害を理由とする

差別があると思いますか 【1つ選択】

- |          |             |          |
|----------|-------------|----------|
| 1. あると思う | 2. 少しはあると思う | 3. ないと思う |
| 4. わからない |             |          |

問 19 あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。【1つ選択】

障害者差別解消法とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のことで、行政機関等と事業者は、事業等を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 法律の内容を含めてよく知っている        |
| 2. 法律の内容を少し知っている           |
| 3. 法律の名前は聞いたことがあるが内容はわからない |
| 4. 法律の名前も聞いたことが無く内容もわからない  |

掲載番号	番号： <input type="text" value="40049"/> 種別：〔お知らせ〕 重要度：〔通常〕
タイトル	「障害者差別解消法」をご存じですか？
内容	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）に基づく市職員の対応等について、あらためて周知いたします。</p> <p><b>?（市職員の）不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供義務</b></p> <p>障害者が困っていること等で配慮してほしい旨の申し出（合理的配慮の提供の申し出）があった場合、市職員は合理的配慮を行う義務が課せられています。（市職員には、市民と接する業務を行う受託事業者や教職員を含みます）</p> <p>合理的配慮とは・・・</p> <p>障害のある方が日常生活や社会生活での様々な制限をもたらす社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対して行う必要かつ合理的な配慮のこと</p> <p>（例）車いすの方の移動の手助けをすること  イベント開催時に車椅子で移動しやすいスロープを設置すること  窓口対応で障害のある方の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げ等）で対応すること</p> <p><b>②時間があつたらご一読ください ～内閣府資料</b></p> <p>市役所には、様々な障害のある方が来庁する場面があると思います。  障害のある方へ対応をする際、どのように対応したらよいかわからなくて困った！という経験はないですか。  （障害福祉課職員も日々感じていることです）</p> <p>障害といっても  視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、知的障害、精神障害、発達障害、内部障害、難病に起因する障害  とたくさんあります。</p> <p>内閣府資料には「各障害における合理的配慮の例」が記載されていますので窓口対応等にお役立てください。  → <a href="#">内閣府資料</a> （※この資料の内容を達成しなければならないという意味ではありません）</p> <p><b>③市役所の各窓口は、障害者差別の相談窓口です</b></p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する佐倉市職員対応要領」では、市職員が備えるべき基本的な考え方等を記載しています。  要領では、障害を理由とした差別に関する相談があった場合は、その内容を所管する窓口が対応することとしております。（下記対応要領P10参照）  そのような相談対応があった場合は、障害福祉課まで報告をお願いします。 → <a href="#">報告書式</a></p> <p><a href="#">障害を理由とする差別の解消の推進に関する佐倉市職員対応要領</a></p> <p>市の障害者差別解消への取り組みについて  <a href="http://svwebsys01:40080/0000013888.html">http://svwebsys01:40080/0000013888.html</a></p> <p>市民対応を含めて、ご不明な点などありましたらお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">担当：障害福祉課 施策推進班 土屋 内線2221／外線484-4164</p>
URL	
通知先	〔全所属〕

(宛先) 福祉部 障害福祉課

## 障害を理由とする相談記録 (報告)

(所属)

(報告職員)

(相談日時)

(相談者属性) 身体障害 知的障害 精神障害 その他 不明

(相談概要)

(対応)

相談にあたり・・・

【相談者から、配慮を求める意思表示があったか】 あり なし

(あった場合は記載) 意思表示の内容

報告にあたりましては、氏名・生年月日・住所等の個人情報不要です

## 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の設置及び運営に関する要綱

### (設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害を理由とする差別を解消するために必要な情報を共有すること。
- (2) 障害者及びその家族等からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと。
- (3) 前号での協議の結果、障害者虐待と関連があると認められる場合に、佐倉市障害者虐待防止ネットワーク会議と連携して協議を行うこと。
- (4) 佐倉市障害者総合支援協議会と協力し、障害を理由とする差別の解消を推進するための啓発活動を行う。
- (5) その他、障害を理由とする差別の解消に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、17人以内の委員をもって組織し、委員は、別表に掲げる機関の構成員、関係者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成31年2月7日決裁佐障第987号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に協議会の委員となる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、2年以内の範囲内において、市長が別に定める日までとする。



別表（第3条関係）

成田公共職業安定所  
千葉県印旛健康福祉センター  
佐倉市総務部人事課  
佐倉市市民部自治人権推進課  
佐倉市教育委員会教育センター  
佐倉市社会福祉協議会  
民生委員・児童委員  
佐倉市障害者総合支援協議会  
佐倉市商工会議所  
市内の公共交通機関関係者  
法曹関係者  
市内の障害者団体